



施設使用料が変わります。

企画課企画調整係 ☎0824-73-1128

市の公共施設使用料を4月から変更します。

公共施設の使用料は、合併前の旧市町の規定を引き継いでいるため、料金をはじめ、使用区分・単位などに違いがあります。また、指定管理者制度の導入に併せ、取り扱いの統一を図る必要があることから、今回、基本方針を定め、見直しを行いました。

【基本方針】

- ①使用区分を「目的使用・目的外使用の別」から「一般使用・営利宣伝等での使用の別」に変更します。
- ※「営利」とは収益の多寡にかかわらず「販売行為」「入場料・受講料の徴収」などが伴うもの、「宣伝」とは「政治活動」「宗教活動」「企業の展示会」などが考えられますが、自治振興区や子ども会、文化団体や青年団体など、公共的団体による「営利等での使用」は、減免基準を設定し、使用料の免除（無料）を行います。
【例】バザー・リサイクルショップ・映画会・講演会 など
- ②時間単位は、「1時間当たり」を基本とします。
- ③一般使用で有料の施設（宿泊施設等を除く）については、「市民」と「市民以外」の差を設けます。

見直し施設の例（庄原市ふれあいセンター集会室の場合）

①改正前（設置目的に沿った使用は無料）

（1）集会室

	平日の使用		土曜日、日曜日、休日の使用	
	基本使用料	追加使用料 (1時間当たり)	基本使用料	追加使用料 (1時間当たり)
9時～12時	1,300円	260円	1,560円	312円
13時～17時	1,700円	340円	2,040円	408円
17時～22時	2,600円	520円	3,120円	624円
9時～22時	4,400円		5,280円	

（2）集会室の冷暖房

	平日の使用		土曜日、日曜日、休日の使用	
	基本使用料	追加使用料 (1時間当たり)	基本使用料	追加使用料 (1時間当たり)
9時～12時	650円	130円	780円	156円
13時～17時	850円	170円	1,020円	204円
17時～22時	1,300円	260円	1,560円	312円
9時～22時	2,200円		2,640円	



②改正後

	一般使用		営利、宣伝等での使用		区分・単位
	施設	冷暖房	施設	冷暖房	
集会室	無料	無料	2,000円	600円	1時間当たり

※詳細は、各施設の管理課または各施設にお問い合わせください。

